

- ① 関係機関との連携(教育委員会への報告、警察や子どもセンター等との連携)
 - ② 経過の見守りと継続的な支援(保護者との連携)
- (2)「重大事態」と判断された時の対応
- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行います。

[主な対応]

- ・教育委員会へ「第一報」を速やかに報告します。
- ・当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たります。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供します。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求めます。

7 学校評価における留意事項

- ・いじめを隠ぺいせず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価に置いて、適正に学校の取組を評価します。
- ① いじめの早期発見の取組に関すること
 - ② いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報等の取扱い

○個人調査(アンケート等)について

- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となることから、一定期間保存します。